

# 「昭和の名検事」証拠の見方指南

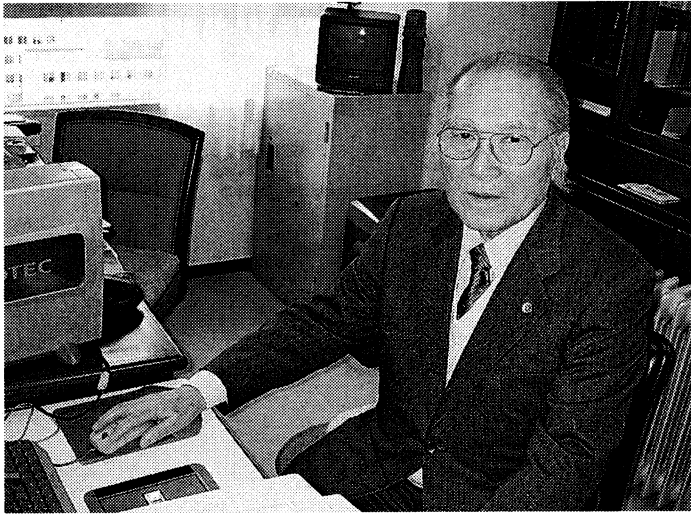
## 冤罪生まれ裁判員制度を

平成二十一年五月までに始まる裁判員制度に向けて、元広島高検検事長の小島信勝弁護士（八〇）兵庫県弁護士会が、刑事裁判に提出される証拠の見方を解説した「裁判員読本」の執筆を進めている。小島さんは「昭和の名検事」で知られる存在だが、執筆の目的はそのイメージとは異なる冤罪の防止。「冤罪こそ国家権力による最大の罪。検察を愛するからこそ率直に指摘したい」。捜査・公判の実務を知り尽くす大物検察OBならではの実践的な指南書になりそうだ。

（牧野克也）

問 「被告が捜査段階で員読本の一節だ。裁判員制  
 自白し、公判で否認した事  
 件はどうすればいいのか」  
 答 「自白調書を除い  
 て、被告を犯人と認定でき  
 る証拠があるかどうかを吟  
 味する」  
 問 「自白調書だけが有  
 罪にできないのか」  
 答 「自白調書の中に真  
 犯人しか供述できない事実  
 （秘密の暴露）があれば、  
 物証や目撃証人がなくても  
 有罪にできる」  
 小島さんが執筆する裁判

詳細に説明している。  
 小島さんは昭和二十五年  
 に検事任官。事件の方向性  
 を見極める「見通しの小  
 島」を極める「見通しの小  
 島」と異名をとり、奈良地  
 検次席検事時代には汚職事



「裁判員読本」を執筆する小島信勝弁護士

件など多数の検察独自捜査  
 を指揮、在任二年半の間に  
 百五人を逮捕する。記録が  
 作られた。その後も大阪地  
 検特捜部長や最高検刑事部  
 長、仙台・広島両高検検事  
 長を歴任し、五十九年に退  
 官した。

「検察官の仕事は最もや  
 りがいがあつた」と犯罪者  
 の訴追に執念を燃やした小  
 島さんが、常に冤罪の防  
 止には心を砕いたという。  
 小島さんは、任官三年目  
 が一段落した約三年前から  
 「世のため人のために余生  
 をささげたい」と、冤罪防  
 止研究のホームページ（H  
 P）を開設。裁判員読本も  
 らモニターシチュ写真を作  
 り、酷似した男を逮捕し、  
 モンターシチュ写真によ  
 る摘発第一号の事件として  
 大きく報じられ、凶器は発  
 見されず、男の着衣に被害  
 者の血液反応もなかったが、  
 小島さんは自白と目撃証  
 言をもとに起訴した。

しかし男は公判で否認して  
 いる。判決を争うという。判  
 員を増やしたい」と話し

## 自らの苦い教訓胸に執筆中

小島さんは「今も誤った  
 見込み捜査で冤罪は生まれ  
 出ている。読本を通じて  
 健全な常識に照らして  
 証拠を見て冤罪を見抜く裁  
 判員を増やしたい」と話し